

1 開 会 14時00分

教育長から、「臨時代理報告第1号」については、個人情報が含まれているものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、3月11日開催の令和3年度3月定例教育委員会、3月24日開催の令和3年度3月臨時教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第1号 宮崎県教科用図書選定審議会への諮問について

義務教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

高木委員

県教委が市町村に指導・助言・援助するとあるが、援助とはどのような場面を想定しているか教えていただきたいです。

義務教育課長

こちらから何かの補助をすることではなく、教科書展示会など、文科省から金銭的な援助が入るところで教育委員会が間に入って調整を行っています。

島原委員

採択替えがある年とない年があるが、ない年の審議会の皆さんの意見はどう反映されるのでしょうか。また、どのタイミングで審議会委員は替わっていくのですか。

義務教育課長

委員の任期は1年、8月31日までです。文科省へ採択教科書を報告する締切りがこの日までだからというのが理由です。毎年替わりますが再任も可能であり、難しい内容であるため全員が替わるのではなく半分替わり、半分残るようにしています。採択替え以外の年は、次の採択替えに向けてどんな準備を進めていくかの審議や、デジタル化された内容など教科書の情報などを審議しています。

柳委員

今デジタル教科書の話が出ましたが、この審議会の時はあくまで紙ベースということによろしいですか。

義務教育課長

紙ベースで行っています。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ その他① 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

松山委員

通知の内容に特に異論はありませんが、部活動の取扱いについて、密が発生する部活動、そうでない部活動、文化部など多様なものがあります。全般的な対応も必要ですが、その多様な取扱いに対する、教育委員会としての、対応方法のガイドラインの周知が必要な時期ではないかと感じます。この全般的な通知も必要だと思いますが、実際各学校でどういった対応をされていて、どういった問題があったのかなど、そういった具体的な対策と結果についても、報告をいただく機会を設けて情報共有ができればいいと思っております。

また、活動時間が平日2時間以内、休業日は3時間以内とする場合での部活動の内容で、強化指定されている学校とその顧問の先生のお考えなど、そういったところで本当に統一化された活動が必要なのか、実際このガイドラインが守られているのかということも気になります。具体的な内容をまた今後、教えていただく機会があるとよいと思います。

スポーツ振興課長

各学校での部活動対応は平日2時間以内、休日3時間以内。基本的に全ての学校でこの条件のもとに進められていると考えております。ただ、聞き取り調査の結果、屋内での換気や、更衣室での会話、バス等での集団移動の管理といったことが課題となっております。先日校長会が開かれましたが、一時的に部活動を止めることも考えながら対策を進めています。

松山委員

状況も変わっていくと思うのでまた教えていただきたいです。生徒たちはもう限られた時間での活動となるので、できる限りの機会を与えていただきたいです。

スポーツ振興課長

今の高校3年生は各行事が中止、縮小、延期と例年の活動ができていません。さらにこの5月末からは高校総体も控えています。3年生にとっては最後のチャンスとなる競技も多々あるため、大会が開催され、子供たちの練習の成果を発揮する場を確保するためにも、私たちができることをしっかり考えながら大人としての責任を果たし、子供たちの活動の場を保障するために各学校と連携して対応していきたいと考えています。

教育長

補足をさせていただきますと、教育活動につきましては文部科学省から衛生管理マニュアルというものが発出されております。その中に活動のレベルや慎重に扱うべきものが示されており、都度更新されています。最新版は4月1日で、これに則って活動しているのが大筋です。これからも委員の皆様にも情報を共有させていただきながら進めていきます。

高木委員

部活動についてですが、このような文書を出されて学校内や保護者の方には周知は行き届いていると思いますが、地域の方々にはどうでしょうか。マスクなしで学校の周りを回っているが、あれは大丈夫なのかなど、地域の方々の過度な表現に傷つかないような対策などは練られているのでしょうか。

スポーツ振興課長

学校における感染症対策の対応等はホームページにも掲載していますが、地域の方々にこれをすべて周知するということまでは至っていないのが現状です。県民の方から電話・メール等をいただいている現状もございますので、そういった方々には丁寧に各学校の対応を説明し、御理解と御協力をいただくようにしております。

高木委員

高校の部活動はこれから活発になります。3年生にとっては最後の大会、地域の方々の温かい理解がないと非常に苦しいことになります。公民館の館報も回覧するものは回せないという地区が増えており、なかなか難しいですが、生徒の部活動が理解していただけるように、地域への広報の方をお願いしたいです。

スポーツ振興課長

各学校と連携し、学校からも情報発信するようお願いしていきたいと考えております。

木村委員

放課後子ども教室で、感染防止効果の観点から可能な限り不織布マスクをお願いしていますが、経済的な理由でどうしても強く言えない部分があります。1日学校で過ごした後なのでどうしても汚れてしまうことがあるので配布したいです。これまでも生理の貧困などで生理用品の配布などはありましたが、そういったようにマスクの配布もできればと思

います。

高校教育課長

学校には不織布マスクを生徒に勧めるよう通知を流し、併せて学校にはとりあえず、まずは学校配分予算で対応していただくようお願いをしたところです。また学校の声聞きながら、さらに声があるようでしたら、この予算措置についても検討してしっかりやっていく予定であります。

島原委員

かなり感染力の強い変異株の発生や家庭内感染が広がっている現状ですが、PCR検査など即座にできる体制はできているのかについてお伺いできますか。

高校教育課長

学校の方では、毎日生徒の状況をしっかりと確認していただいております。先ほど教育長からもありましたように、学びは止めないという方向であります。しかし実際、学校の状況や、地域の状況を見ると新しいオミクロン株の感染力は、特に高いということで、止めるべき際には、もう躊躇せず止めるということを徹底しているところでございます。

その際に、しっかりPCR検査を受けていただくということで、この点につきましては、保健所等と連携してしっかりやっていきます。

それから、無料で受けられるような、検査場所についても学校の方に、一覧にして流しております。ぜひそこを参考にして対応していただくようお願いしているところであります。

島原委員

現状では対応が遅れがちで、検査の結果が出るまで時間かかることもあるようですので、時間差のところもしっかりとケアし、気をつけながら、感染が広がらないよう、学校でも取り組んでいただきたいと思います。

教育長

宮崎市はHPに濃厚接触者の判定方法のチェックリストを載せていまして、高等学校は事業所と同じ扱いとなっております。支援学校はハイリスクのくくりに入るため、保健所の方が対応していただきます。しかしなかなか手が回らない場合もあり、そういったところは事業所、学校が責任を持って、濃厚接触者等を判断しますが、先ほどあったようなPCR検査や検査キット等でチェックするなどして進めましょうという形で進んでいます。

保健所管内で少しずつそのあたりが違いますので、保健所の判断を待つ学校もあれば、学校の方の判断で先に学級を閉鎖する学校もございます。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他② 県議会令和4年2月定例会について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

柳委員

No. 22 の答弁に書かれている中に「みやざきの子どもを守る総合支援事業」とありますが、この概要についておたずねしたいと思います。

人権同和教育課長

改善事業として、「みやざきの子どもを守る総合支援事業」というものを、今年度からスタートさせます。これはこれまでの「チーム学校で子どもを支える教育相談体制推進事業」というものを改善したもので、教育相談の充実と、未然防止の取組、という大きな二つのくくりの中にそれぞれ三つずつ、教育相談の充実に関しては、スクールカウンセラーの配置派遣、スクールソーシャルワーカーの配置派遣、教育相談窓口の運用。未然防止の取組については、いじめ問題の解決に向けた取組として、対策委員会の開催や緊急支援と、いじめ未然防止に向けた取組として、推進校の指定や子どもサミット等の開催等を考えております。

また、ネットトラブル等の未然防止についても、ネットいじめ目安箱、今年度から、ひむか子どもネット相談となりますが、こういった取組を行っていく事業となっております。

高木委員

No. 32 について、私の住む都城でも、不登校、登校拒否の問題は非常に深刻になっていると思います。登校拒否というのは、学校が合わないと思ってしまう。その方が表現としてはできていると思うのですが、学校に行かないと決めたその日は、家でゆっくりする。怠惰じゃないかと思われがちですが、子供たちの中にそういう子たちがいるのは確かなことで、教育機会確保法というのはそういう背景をもとにできた法律だと思います。今取り組んでいるとあるのですが、宮崎県としても、学校がどうしても合わない子がいるのは事実として受けとめて、フリースクール、フリースペース、メディケーション、そういったものを進めていかないと、この子たちの行き場がないなというのを感じています。

有志の方々が畑を無償で提供して、そこで学びの場、自然体験の活動の場を設けたり、

学習支援活動をしてらっしゃる方々もおります。

答弁では民間団体と連携を含めながら、とありますが、少しペースを上げないと、今現在行けてない子供たちが非常に増えてくるなというのを感じています。この答弁の内容をもう少し詳しく教えていただけますか。

人権同和教育課長

フリースクールの支援に向けた動きということの質問が議会でありまして、その時答えた答弁として、多様な学びの提供に向けて、今後連携を図っていく必要があるとお答えしたところであります。これは先ほど言われました、教育機会の確保等に関する法律においてもこのことが進められておりますので、今後こういうところと連携していくことが必要だと考えております。ただ、このことに関しての実態把握がまだできておりませんので、今後、県内にあるフリースクール等の訪問などにより、その実態把握を今年度は進めていきたいと考えているところです。

木村委員

No. 33 の夜間中学では、どんな人が学んでいるのか、入学を申し込めるのか。また、学校生活、フリースクールとの違いについて教えていただきたいです。

義務教育課長

夜間中学につきましては、県に一つはつくるよう文部科学省より課せられていたので、長年ずっと検討して参りました。今回宮崎市の方で設置することになりましたので、答弁したところです。対象となるのは基本的に、様々な理由で義務教育を修了できなかった方、それから、外国籍の方で日本で義務教育を終了されてない方、そして、不登校等で学校に通えなかった方。

そういう方々を対象としていますが、基本的には各学校年齢を超えた方々が対象となっています。文部科学省の通知では、学童年齢の子どもたちも受け入れるようにしてよいという通知は来ていますが、現時点では対象となる学校はありません。今後は宮崎市と検討しながら進めていきます。

島原委員

No. 11 と 51 県内就職について、これまでの様々な方々の御尽力で県内就職率はぐっと上がってきていることは素晴らしいことであるし、感謝したい。

今の社会の現状は人手不足が深刻さを増してきている状況で、これからはもっともっと、県外からも、採用活動が激化していくと思っています。

大きな流れとして、県内に残りたいという生徒さんが増えてきているのは、ありがたいことですが、心配なところがあります。せっかくこれまで、培ってきた学校と企業との良い関係を、これからさらに良い状態にしていくよう、努めていただければと思う。いろんなところに聞いて回ると、大変厳しい状況で、有効求人倍率も非常に上がっており、それから、新卒の方に対しての求人も非常に増えてきているという状況です。そういった状況の中で、先生方は、これからどうなるかわからないということを、今一度考えて、更

と一緒に頑張ってくださいますよう、よろしく申し上げます。

高校教育課長

昨年2月末の状況で、高校生に対しての求人倍率は1.91倍、内定率が97.3%と非常に高い倍率をいただき、県内就職率は、65.3%まで上がりまして、6年連続上昇という結果になりました。これは産業界をはじめ、宮崎県がチームとなって取り組んできた結果でございます。

また今年につきましても、継続して、就職支援エリアコーディネーターを配置させていただきますが、これを1名増やし、今度は、現在7地区7名というかたちといたします。さらに事業理解、企業紹介そしてマッチングの部分をしっかり丁寧にやっていき、それからさらに、不幸にもミスマッチが起こって、就職をした後でも、その後、またさらに後につなげていけるような、制度についてもまた、知事部局と連携しながら今進めていこうとしているところでございます。またいろいろと御指導、御支援願えればと思っております。よろしく申し上げます。

島原委員

昨日、県北の方で行政と高校、企業で、毎月1回やっているミーティングに参加してきたところですが、離職の状態がなかなか掴めないとの話になりました。企業の名前、暮らしのことなどいろいろな判断基準あるかと思いますが、憧れて行って、結局、自分がやりたいことと違うと感じてなかなか続かないという例も非常に多いという話です。こういったことが、それが具体的に把握できていないということがありましたので、この仕組みを作っていただくのはよいと思います。ぜひ、県下でその制度を進め、うまくいった事例を広げていただきたい。他県にはそういうのはなかなかないと思います。そういう仕組みをしっかり作っていただきたいです。よろしく申し上げます。

高校教育課長

今の話を聞いて、出口だけではなくて、やはりキャリア教育も本当に大事と思いました。小・中・高を通したキャリア教育支援をしっかりしながら、キャリアプランニング能力を高める必要があると思いました。

柳委員

No.10 キャリア教育をどのように進めていくかについて。市のキャリア教育を仕事柄見るのですが、今年4月初旬に指導主事研究協議会を県が開催してくださって、そのことについて対象者に話を聞いたときに、やっぱり早いうちに県の教育長のお話や県の施策を聞かせていただけて本当によかったと聞いております。ありがとうございました。

キャリア教育アドバイザーさんからいろいろな方との繋がりが今広がりつつあります。今本当にキャリア教育の風がすごく吹いているなど感じているところです。県教育委員会として、このキャリア教育については、どのように今後進めたいと考えてらっしゃるのか、簡単に教えていただきたいと思っております。

義務教育課長

県キャリア教育ガイドラインと言う冊子ができあがり、配布いたしました。これについてキャリア教育担当を県で集めて、御説明をさせていただいたところです。キャリア教育は非常に大事であると義務教育課でも認識しておりまして、先ほど高校教育課長からもありましたけど、小中高と繋がっていくことが非常に大事だと考えています。このキャリア教育ガイドラインの中身も、縦の接続、横の接続、これをまず大事にしていこうということを謳っています。

義務教育課の方でもキャリア教育についてのモデル校を指定し、その実践を広めるような取組をしています。市町村においても進めているところで、先進的なところの意見を参考にしながら、県全体でも進めていきたいと考えています。

高校教育課長

また今年もキャリア教育支援センターの方に、コーディネーターを配置しまして、先生と事務局で、細かに学校等を回っていただいて様々な形でキャリア教育を推進していただいております。キャリアパスポートというものがあり、今学校で、子供たちが持って上位の学校に上がっていくという状況になってまいりました。

新しい学習指導要領がこれから始まりますけれども、そこでは、課題解決型の環境的な学び、ということが重要視されております。

この学習の中で、さらに地域や社会と連携した学習を進めていながら、キャリア教育を先ほどありましたように、小中高、繋がったものとしていくよう考えているところです。

高木委員

メンタルヘルスのことでお聞きしたいです。学校の先生に限らず、今、職場におけるメンタルヘルスケアは働き方改革と並んで大事なものになってきているのですが、答弁の中では、50歳以上の割合が多いとされております。50歳代が多い理由について教えてください、また何か対策をされているのかも教えていただけますか。

教職員課長

休職の6割はメンタルによるもので、50歳代以上が多いです。理由は個々それぞれで一概には言えないのですが、相談や復帰トレーニングなどの取組をしており、丁寧にサポートしていく体制に力を入れております。

高木委員

問題が個別なのはよくわかります。ただ、例えば20代など勤め始めて、きついというのは理解できますが、50歳に入って、メンタル的にしんどくなってしまうのかと不思議に思います。この50歳というこの年齢で、教員として随分と経験を積まれてきて、この年齢でメンタルがしんどくなるのは何かある気がします。

その辺もまた専門家の先生方と連携をとられながら、何か背景がわかるとまた対応の仕方も見えてくるのかなと思ったところでした。

教職員課長

50 歳代では、管理職になる方と児童生徒と関わり続ける方の分かれ道が出てくる頃です。50 歳代の資質向上の取組も用意しておりますので、しっかりモチベーションを保つ取組をしてまいります。

木村委員

No. 19 20。成年年齢引き下げについて。高校三年生で18歳を迎えると成年になるということで、金銭的なトラブルが生じるのではと不安です。小学校で消費者教育等をするなど早いうちからの教育を行い、高校2年までに子供が意識できるようになって欲しいです。

高校教育課長

今御指摘いただきましたように、やはり消費者教育が非常に大事な部分であると思っております。高校の方では、高校2年までに家庭科の中で全生徒が消費者教育について学ぶこととなっています。これは、それまで3年生でやっていたものを全部早めて、1年生2年生で全員が学ぶというかたちになっております。また消費生活センター等の出前講座等も、各学校が今やっています。引き続きこの18歳成年に向けた教育を進めていきたいと思っております。

高木委員

No. 44 45のスーパーティーチャーについて。スーパーティーチャーというと授業力が一番評価されると思いますが、それ以外に授業だけでなく、休み時間・学活・子供の相談なども教員として評価すべき点だと思います。いじめのことでの相談を受けるなど、そういう実践事例に長けている、いじめ問題をものすごく上手に解決の道を探っていたなど、そういう方々がスーパーティーチャーになるということはあるのですか。スーパーティーチャーはどういう方々が特に多いのか教えていただけますか。

教職員課長

スーパーティーチャー制度は、今年度は19名にお願いしており、小学校、中学校、高校、特別支援学校それぞれでお願いしています。

例えば中学校では教科の部分もありますが、生徒指導や様々な項目で評価しています。高校は課題探求などです。授業だけでなくその方の持っている特別な力に関しても評価してお願いしています。今後は授業公開等も含め様々な支援を行いたいと考えています。

島原委員

STEAM教育についての質問です。社会で求められる能力は変わっていく可能性があり、これからの社会では知識ではなく問題発見、問題解決能力が求められるようになっていくと思います。STEAM教育は一つの問題提起だと思うのですが、求められる能力に関して、先生方も一人ひとりが認識した上で、それぞれの教科でこれまで教えてきた

能力をもう一度見直したような、能力をつけさせるということは、多分必要になってくるだろうと考えています。

高校教育課長

新しい学習指導要領におきましても、やはり社会に開かれた教育課程ということが一番大事にされております。そしてまた、コンピテンシーベースで、物事を考えていきましょう、しっかりとどんな能力をつけるかということ和社会全体で考え、これからの教育は社会総出で、子供たちを育てていくという視点が大事です。また、これからは教科を超えた学びを大事にしながら、身につけていく能力を精査して育てていきたいと思っております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他③ 令和3年度特別支援学校高等部卒業生の進路状況について

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

高木委員

県内の就職について、地元の住まいから通っているのですか、市町村を越えた事業所に行っているのですか。

特別支援教育課長

自宅から通える場所を選ぶ傾向が強く、ほぼ自宅周辺の企業となっています。

高木委員

そのようなことを踏まえたときに、生徒さんの自宅から何らかの交通手段を使って通えるところが、就職希望の範囲内だろうなというのは想像されるのですが、受け入れる側の働きかけ、連携などはどのようにされてらっしゃるかを教えていただけないですか。

特別支援教育課長

確かに周囲の企業の御理解というのが非常に大切です。そこで、特別支援学校5校に対して、自立支援推進員という方々を配置しております。この方々は、各企業を回りまして、障がいについての理解をいただいたり、子供たちの悩みを聞いて離職を防いだりと、そう

いった活動をしている方々で、5校に配置しておりますが、近隣の特別支援学校を含めて対応しておりますので、県内13校すべてで、企業への理解を図る動きをしています。

柳委員

就職をしている事業所等については、昨年度より7つ増えているということですが、高等部の卒業生の総数は、昨年度より34人増えているということで、次年度以降その数の変化や今後もまた協力していただける事業所が増える条件がわかりましたら教えていただきたいです

特別支援教育課長

この卒業生の総数ですが、しばらくは増加傾向です。特別支援教育の理解が進みまして、特別な学びの場を選ぶ本人・保護者の方が増えてきているという背景からこういった結果になっています。

後半の方の御質問、雇用していただける企業を増やすという取り組みですが、昨年度、特別支援学校4校で企業の協力を得ながら「ともにたらくガイドブック」を作成しました。これは企業の皆様方向けに策定したのですが、この中で、支援学校の紹介、障がいのある方を雇用する際に御配慮いただきたいことについてまとめておりまして、これを参考に雇用を検討していただければという取組もしています。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他④ 令和4年度県立高等学校生活支援員の配置について

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

高木委員

令和4年度の生活支援員の方の配置について、1名ずついらっしゃるようですが、この1名の方がお休みするということは想定されているのですか。

特別支援教育課長

1名の雇用ということになっておりますが、聴覚障害につきましては要約筆記を行う関係で、お1人の方がずっと続けての要約筆記が非常に困難でありますので、1名との扱いで、実際には複数名の方に御協力をいただいているという状況もございます。一方、肢体不自由につきましては、そこに示しておりますように1名の方を配置しておりますので、もしその方がお休みということになりましたら、日常的な介助支援ができないという状況にはなります。ただ、この支援員の方がこの生徒に対して支援をする様子を周りの生徒も見ておりますし、先生方も普段御覧いただいておりますため、支援員と同じようにはできないとしても、それに近い内容を周りの生徒さんや、学校の先生方が行うことも実際にやられております。そういったことが、将来の共生社会にも繋がっていくと思います。

柳委員

生活支援員の配置はいつから始まったのでしょうか。また、生活支援員について、希望に応じてということでしたが、もし、もっと希望があったときには、その希望に添う予算があるのかを教えてくださいたいです。

特別支援教育課長

この事業は、平成21年度からとなっております。

人数が多かった場合ですが、ここに書いてある数字は、その年に申請のあったすべての数になります。例年このくらいの数になりますので、これを大きく超えるようなものは想定されていませんが、希望が多かった場合にも対応できるように、準備をしています。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

教育長

そのほかに何かありますか。

高木委員

小学校などで、フッ化物洗口をされている学校が増えてきていると思うのですが、コロナ禍ではどのようにされているのですか。

スポーツ振興課長

フッ化物洗口を行っている市町村がありますが、マスクを外すことが大変感染リスクが高いとされるため、各市町村の判断で中止をしているところが多いと伺っております。今後状況を見ながらどのように再開するかにつきましてもまた情報収集に努めて参りたいと考えております。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、5月25日、水曜日、14時からとなっておりますのでよろしく申し上げます。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。